

〔 基礎・臨床を両輪とした医学教育改革による  
グローバルな医師養成 〕

(A) 医学・医療の高度化の基盤を  
担う基礎研究医の養成

公募要領

平成24年4月  
文 部 科 学 省

【問合せ先】

文部科学省 高等教育局 医学教育課 医学教育係

TEL : 03-6734-3306

FAX : 03-6734-3390

E-mail : igaku@mext.go.jp

## 1 事業の背景・目的

- 基礎医学研究は医学・医療の基盤であり、基礎研究医は、医学部学生への教育や、基礎から臨床への橋渡し研究においても重要な役割を果たしています。
- しかし、近年、若手医師の臨床志向等に伴い、基礎医学研究に進む医師が減少し、将来の我が国における医学教育・研究の質の低下が懸念されています。
- さらに、政府として死因究明に係る解剖医体制の強化に取り組んでいるところであり、法医学に係る人材の育成が求められています。
- そのため本事業では、卒前・卒後を通じた魅力ある基礎研究医養成プログラム構築等の教育改革を実施する大学の優れた取組を支援することを目的として実施します。
- これにより、我が国の医学・医療の高度化の基盤を担う優れた基礎研究医を養成します。
  - ※ 基礎医学とは医学の研究や臨床の基礎をなす分野で、解剖学、生理学、生化学、病理学、免疫学、細菌・ウイルス学、薬理学、衛生学、公衆衛生学、法医学等が含まれます。

## 2 事業の概要

### (1) 選定件数

10件程度

### (2) 事業規模

○補助金基準額：20,000千円／年

○補助事業上限額：補助金交付額の2倍

※1 補助金交付額は、事業内容や選定審査結果等により、補助金申請額から減額等する場合があります。

※2 次年度以降の補助金交付額については、予算の状況により減額する場合があります。

※3 補助事業額が補助金交付額を超える分の額は、各大学の自己負担となります。

### (3) 事業計画期間

5年間以内（予定）

### (4) 申請可能大学の要件

- 申請する大学は、医学部医学科又は医学科を基礎とする大学院において優れた基礎研究医の養成を行う大学。
- 1大学につき1件。

<参考1>本事業のイメージ図

## 医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成

平成24年度予算額 2億円(新規)

基礎系に進学する医師(基礎系MD)は極めて少なく、基礎医学は崩壊の危機。(MD: 医師免許を持つ者)

対応

魅力ある基礎研究医養成プログラム構築等の教育改革が必要

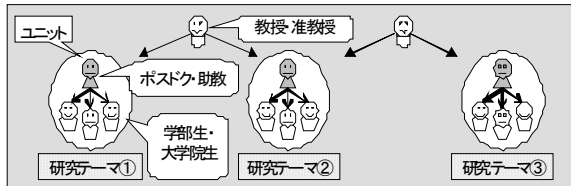
<取組例> ※あくまでも例です。

① 医学生の研究マインドをシームレスに大学院につなげる教育プログラムの実施



- ◇ 学部教育段階で研究室配属、大学院講義履修など、基礎研究への動機付けの実施。
- ◇ 研究の空白期間を作らず、学部・大学院を一貫した教育プログラムを実施。

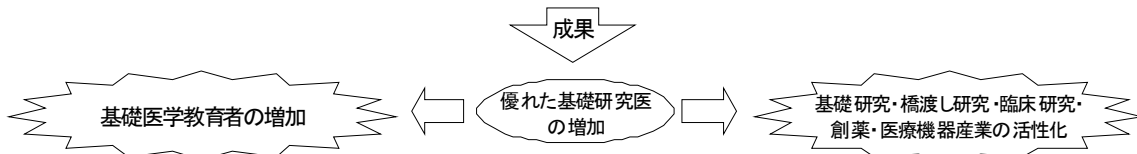
② ユニット型教育システムの構築



- ◇ ポスドク・助教等若手研究者を雇用し、研究テーマ毎にユニットを構成し、学部生・大学院生に対するきめ細かい教育・研究指導を実施。
- ◇ ポスドク等の雇用はコース修了者の受け皿となるほか研究リーダーとしての若手育成が期待でき、キャリアパスの構築に貢献。さらには、テニュアトラック制の導入を視野。

③ その他

- ・ 優秀な学生に対して海外の先進的な大学への短期留学による研究活動の実施によりモチベーションアップ。
- ・ 休職中の女性医師を基礎医学へ誘導するためのプログラム。
- ・ 学部在席時から学会発表や論文発表の必修化。
- ・ 入学者選抜時における基礎研究志望者の確保。
- ・ 臨床系大学院との連携による基礎系への転向・回帰を誘導。
- ・ 製薬会社等民間企業との連携・協力。
- ・ 出前講義、シンポジウム等による学生や社会への基礎研究の魅力の普及啓発。



### 3 申請手続

#### (1) 申請期間

ア 持参の場合

平成24年5月16日(水) 10時～12時、13時～16時

イ 郵送の場合(配達記録、小包、簡易書留など配達証明ができる方法によること)

平成24年5月16日(水) 16時まで必着

#### (2) 申請方法

【別添2】「医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成申請書作成・記入要領」に基づき、【様式1～2】「医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成申請書」を作成し、学長から文部科学大臣宛てに申請してください。

#### (3) 提出部数

「医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成申請書」…40部

#### (4) 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 (中央合同庁舎7号館東館14階)  
文部科学省 高等教育局 医学教育課 医学教育係

※ 郵送の場合は、封筒の表に「基礎研究医申請書在中」と朱書きしてください。

#### (5) 申請に関する留意事項

- ① 国や地方等が実施している他の補助金等による経費措置を受けているプログラム(申請中及び申請予定を含む)と同一又は類似のプログラムについては、重複補助を避けるため、選定対象外とします。
- ② 申請書に、重大な誤りや虚偽の記載があった場合、記入要領に従っていない場合は、選定対象外とします。選定後に判明した場合は、選定が取り消される場合もあります。
- ③ 提出後の申請書等の差し替えや訂正は認めません。
- ④ 提出された申請書等は返還しません。

### 4 選定方法・選定スケジュール

- 選定は、【別添1】「医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成審査要項」により行います。
- 選定スケジュール(予定)は以下のとおりです。

平成24年	7月上旬	選定結果の通知(学長宛て)
		補助金交付事務手続開始
	8月上旬	補助金交付内定(事業開始)

## 5 公表等

- ① 募集締切後、申請大学名及びプログラム名を公表します。また、選定された事業については、事業内容についても公表します。
- ② 文部科学省では、選定された事業に係る事例集等の作成やフォーラムの開催を行う場合があります、その際は選定大学に御協力いただきますので、あらかじめ御了承ください。なお、文部科学省が作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属します。
- ③ 選定大学には、他大学への普及活動や社会への情報提供のため、自らホームページを活用するなどにより、事業の内容、経過、成果等の公表を積極的かつ継続的に行っていただきます。

## 6 実績報告・評価

### (1) 実績報告書

選定されたプログラムについては、毎年度、「大学改革推進等補助金交付要綱」に定める実績報告書を提出していただきます。

### (2) 毎年度の成果の検証

毎年度、事業の成果について調査を実施し検証します。検証の結果によっては、次年度以降の計画の変更や補助金の減額を行う場合があります。また、成果の見られない大学に対しては、事業期間終了を待たずに支援を停止します。

### (3) 評価

選定された事業について、評価の実施を予定しています（実施時期は別途指示）。

## 7 その他の留意事項

- ① 選定された事業に対しては、国公私を問わず「大学改革推進等補助金」により経費措置を行います。（私立については、設置者が学校法人のものに限ります。）
- ② 大学改革推進等補助金の概要は、文部科学省ホームページに掲載しています。  
（参考）平成23年度大学改革推進等補助金について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm)

※ 「平成24年度大学改革推進等補助金（大学改革推進経費）取扱要領」は、後日文部科学省ホームページに掲載される予定です。

## 医学・医療の高度化を担う基礎研究医の養成審査要項

### 1 審査体制

- (1) プログラムの選定は、有識者や専門家で構成される「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）において行う。
- (2) 推進委員会の下に、書面審査を行う「ペーパーレフェリー」を置くことができる。

### 2 審査手順

#### (1) 書面審査

- ① 推進委員（又はペーパーレフェリー）は、各大学から提出された申請書をもとに、書面審査を分担して行う。なお、客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1プログラムにつき複数名（3名程度）で行う。
- ② 書面審査は、「3 審査の観点」及び推進委員会が別に定める「評価基準」に基づいて行い、評価書を作成し推進委員会に提出する。

#### (2) 合議審査

推進委員会は、推進委員（又はペーパーレフェリー）から提出された評価書を参考に合議審査により、選定プログラムを決定する。なお、選定にあたっては、地域や国公立等のバランスを考慮する場合がある。

#### (3) 資料の説明

推進委員会は審査の際、大学の申請等の確認に必要と認めた場合に限り、申請担当大学から最低限の説明を求めることができる。

#### (4) 推進委員会の公開等

- ① 推進委員会の会議及び会議資料は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は非公開とする。
  - ・プログラムの選定に関する審査・評価（人選を含む。）に関する調査審議の場合
  - ・その他委員長が公開することが適当でない判断した場合
- ② 推進委員会委員の氏名は、あらかじめ公表する。

## (5) 委員の遵守事項

### ①利害関係者の排除

申請（参加）大学と利害関係（下記ア～ウに該当）のある委員は当該大学の書面審査及び合議審査には参加できない。

ア．過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合

イ．過去3年以内に学外委員等で就任した場合

ウ．その他、委員が中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

### ②秘密保持

審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。

## 3 審査の観点 ※（ ）内は、申請書における該当箇所

### (1) 事業実施の必要性（【様式1】の2）

- ・課題が明確に抽出されており、課題に対する対応策が適切で優れているか。

### (2) 事業の成果及び効果（【様式1】の3）

- ・事業の成果や効果が明確であり、基礎医学研究の発展につながるものであるか。

### (3) 事業の運営・評価体制（【様式1】の4、5）

- ・事業の運営体制やその構成員等が具体的であり、事業を実現する体制として優れているか。
- ・事業の評価体制や構成員、評価方法、評価結果の事業計画見直しへの反映方法等が具体的で客観性があり、優れているか。

### (4) プログラム修了者のキャリアパス構想（【様式1】の6）

- ・プログラム修了者に対し、魅力あるキャリアパスが示されているか。

### (5) 事業計画の妥当性（【様式1】の7、8、9）

- ・補助期間終了後の事業継続の見通しが示されているか。
- ・実施計画が具体的で、事業内容との整合性が図られており、妥当であるか。
- ・申請予定額の内容が、実施計画に照らして妥当かつ効果的であり、無駄がないか。

### (6) 教育コースの優秀性（【様式2】）

- ・「養成する人材像」「期待される成果や効果」は、基礎医学研究の発展につながるものであるか。
- ・「教育内容の特色等」「指導体制」「修了要件・履修方法」「履修科目等」は、新規性、独創性があり、優れているか。
- ・「養成人数」は、基礎医学研究に対するニーズや申請額等に照らして十分な数であるか。





## 【様式1】の記入要領

- (1) 【様式1】全体で5ページ以内としてください。
- (2) 「申請大学名」欄には、申請大学の名称を記入してください。
- (3) 「プログラム名」欄には、申請する事業の内容を端的に表す名称を全角20字以内（半角表記は認めません）で記入してください。
- (4) 「事業責任者連絡先」欄には、申請する事業において中心的役割を果たしている方で、申請書の内容について責任をもって対応できる方の職名、氏名等を記入してください。
- (5) 「事務担当者連絡先」欄には、必ず連絡がとれる事務担当者（課長又は係長相当職の方）の職名、氏名等を記入してください。

### 1. 事業の概要・特徴

事業実施の目的、取組内容、特徴（新規性、独創性等）、目指す成果等を400字以内（厳守）で記入してください。公表することを前提に、簡潔に分かりやすく記入してください。

また、事業の全体像を分かりやすく視覚的に表現したプレゼンテーション資料（ポンチ絵）を作成し、【様式2】の後ろに添付してください（A4で1枚、ページ番号不要）。

### 2. 事業実施の必要性（課題及び対応策）

現在、基礎医学研究、基礎研究医の養成に関して抱えている課題を記入するとともに、その対応策として本事業によりどのように解決するのかを記入してください。

### 3. 事業の成果及び効果（達成目標）

本事業の実施による成果や効果（達成目標）（可能な限り数値目標）について記入してください。

### 4. 事業の運営体制

事業を運営する組織体制や構成員、意志決定方法等について記入してください。

### 5. 事業の評価体制

事業の評価体制や構成員、評価方法、評価結果の事業計画見直しへの反映方法等について記入してください。

### 6. プログラム修了者のキャリアパス構想

プログラム参加者が、将来に希望を持ちながら教育を受けられるよう、プログラム修了後のキャリアパスについて、どのように想定しどのように学生に提示するか記入してください。

## 7. 補助期間終了後の事業継続に関する検討状況

補助期間終了後の事業の継続の見通しや財源確保に関する検討状況について記入してください。

## 8. 実施計画

24～28年度の実施計画（具体的な取組の内容及びスケジュール）を番号（①、②…）を付して具体的に記入してください。

## 9. 事業に係る経費

### （1）事業実施期間に係る補助事業予定額（単位：千円、千円未満切捨）

事業全体の実施計画に基づいて、必要最小限の経費を記入してください。

（補助事業予定額＝補助金申請予定額＋自己負担予定額）

### （2）平成24年度の補助金申請予定額の積算内訳（単位：千円、千円未満切捨）

- 積算内訳欄に記入した経費について、「8. 実施計画」に記載の取組の番号を【①関係】等と表示してください。
- 補助事業として開始できるのは、補助金の交付内定日ですので、平成24年8月（予定）以降に必要となる経費を記入してください。
- 本申請書に計上した経費であっても、大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）取扱要領等に沿わない経費の場合は、交付の対象にはなりません。

## 10. 「同一又は類似の事業」の記入要領

申請する事業が、「大学改革推進等補助金」による他の事業や他の補助金等（以下「他の補助金等」という。）による経費措置を受けているプログラムあるいは他の補助金等に申請（予定を含む。）している事業と同一又は類似の事業がある場合は、下記の要領により記入してください。

該当がない場合は「なし」と必ず記入してください。当該欄の記入がない場合（「なし」の記入がない場合も含む）、選定対象といたしません。

同一又は類似の事業については、重複補助を避けるため、選定することができません。選定後であっても重複補助が判明した場合、経費措置の取消の理由となりますのでご注意ください。

- 「他の補助金等の名称」欄には、他の補助金や他の事業の名称を記入してください。
- 「選定年度」欄には、選定された年度あるいは選定が行われる年度を記入してください。
- 「取組名称」欄には、取組の名称を記入してください。
- 「取組の概要」欄には、取組の全体像を5行以内で簡潔に記入してください。
- 「今回の申請との関連性」欄は、5行以内で簡潔に記入してください。

## 【様式2】の記入要領

本事業で実施する教育コースについて、コースごとに【様式2】に記入してください。  
1コースにつき1ページ以内としてください。

(1) 大学名等

大学名等を記入してください。

(2) コースの名称

コースの名称を記入してください。

(3) 開始時期

本コースにおける教育の開始時期（平成〇年〇月）を記入してください。

(4) 修業年限（期間）

本コースの修業年限（〇年）を記入してください。

(5) 履修対象者

本コースの履修対象者（医学研究科〇〇専攻大学院生）を記入してください。

(6) 養成する専門分野

本コースにおいて養成する人材の専門分野（解剖学、生理学等）を記入してください。

(7) 養成する人材像

本コースにより、どのような人材を養成しようとしているのか記入してください。

(8) 当該人材養成により期待される成果や効果（アウトカム）

当該人材養成により、我が国の基礎医学研究に対し、どのような成果や効果がもたらされるのかを記入してください。

(9) 修了要件・履修方法

本コースの修了要件や履修方法を記入してください。

(10) 教育内容の特色等

教育内容の特色や新規性・独創性等を記入してください。

(11) 指導体制

本コースの履修者に対する指導体制を記入してください。

(12) 履修科目等

本コースで履修する科目の名称を記入するとともに、科目名の後ろにかっこ書きで単位数等を記入してください。科目数が多い場合は主な科目を記入し、末尾に「ほか〇科目」と記入しても構いません。

(13) 養成目標人数

年度ごとに本コースの受入目標人数を記入してください。

医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成  
Q&A

**1. 申請の要件に関すること**

Q1 他大学と共同での申請は可能か。

A 本事業は1大学単独での事業であり、共同での申請は対象外となります。

Q2 基礎医学系であればどの分野でも本事業の対象になるのか。

A 本事業の対象となります。

**2. 教育コースに関すること**

Q3 コースは平成24年度中に開設する必要があるのか。

A 必ずしも平成24年度中に開設する必要はありませんが、できるだけ早く開設し、初年度からより多くの実績や成果を上げていただくことが望まれます。

Q4 1つの分野に特化したコース（例えば、生理学に特化した教育コース）の開設でよいのか。分野を特定せず、基礎医学全般を対象とした教育コースの開設が必要なのか。

A いずれでも結構です。

**3. 事業に係る経費に関すること**

Q5 本補助金を研究費や診療経費に使用することは可能か。

A 研究費や診療経費には使用できません。教育に要する経費に使用してください。（大学改革推進等補助金は、教育改革の推進を目的としていますので、教育に必要な経費を補助金の対象とし、研究や診療業務そのものに係る経費は対象外とします。）

Q6 本補助金で教育担当職員を雇用した場合、教育（教育コースの開発や指導等）のほかに診療業務を行わせることは可能か。

A 本事業に関係する教育的な観点で診療業務を行うことは可能（臨床実習の指導等）ですが、通常の診療業務に従事させることはできません。本補助金で雇用した職員は、本事業に専念していただく必要があります。

Q7 大学院学生も本プログラムの対象となるのか。また、大学院生の場合、医師でなくてもよいか。

A 大学院生も対象ですが、医師が対象になります。

Q8 本補助金をポストクの人件費に使用することは可能か。

A 本事業に従事する専属のポストクであれば可能です。

Q9 本補助金を学部学生または大学院生の研究費に使用することは可能か。

A 不可です。

Q10 基礎系進学を希望する学部学生への奨学金として本補助金を使用できるか。

A 奨学金は認められません。

#### 4. 申請書の作成・提出に関すること

Q11 【様式1】「事業責任者」は非常勤の教員でも構わないか。

A 事業責任者とは、申請するプログラムにおいて中心的役割を果たしている方で、申請書の内容について責任をもって対応できる方を指します。本事業の趣旨を踏まえれば、リーダーシップのとれる方であることが望まれます。

Q12 【様式1】「事業責任者」は途中で交代することは可能か。

A 引き続き事業を適切に推進することができるのであれば、途中で交代しても構いません。

Q13 参考資料を添付してもいいか。

A 指定された資料以外の資料は添付しないでください。公平性を確保するため、指定

外の資料を添付した場合は、分量を問わず、審査対象外とします。

Q14 申請書はカラー印刷を行ってもいいか。

A 差し支えありません。

Q15 申請書を郵送する場合、提出期限の消印があればいいか。

A 消印有効ではありません。提出期間内に必着する必要があります。

## 大学番号一覧

番号	大学名
1	北海道大学
2	旭川医科大学
3	弘前大学
4	東北大学
5	秋田大学
6	山形大学
7	筑波大学
8	群馬大学
9	千葉大学
10	東京大学
11	東京医科歯科大学
12	新潟大学
13	富山大学
14	金沢大学
15	福井大学
16	山梨大学
17	信州大学
18	岐阜大学
19	浜松医科大学
20	名古屋大学
21	三重大学
22	滋賀医科大学
23	京都大学
24	大阪大学
25	神戸大学
26	鳥取大学
27	島根大学

番号	大学名
28	岡山大学
29	広島大学
30	山口大学
31	徳島大学
32	香川大学
33	愛媛大学
34	高知大学
35	九州大学
36	佐賀大学
37	長崎大学
38	熊本大学
39	大分大学
40	宮崎大学
41	鹿児島大学
42	琉球大学
43	札幌医科大学
44	福島県立医科大学
45	横浜市立大学
46	名古屋市立大学
47	京都府立医科大学
48	大阪市立大学
49	奈良県立医科大学
50	和歌山県立医科大学
51	岩手医科大学
52	自治医科大学
53	獨協医科大学
54	埼玉医科大学

番号	大学名
55	杏林大学
56	慶應義塾大学
57	順天堂大学
58	昭和大学
59	帝京大学
60	東京医科大学
61	東京慈恵会医科大学
62	東京女子医科大学
63	東邦大学
64	日本大学
65	日本医科大学
66	北里大学
67	聖マリアンナ医科大学
68	東海大学
69	金沢医科大学
70	愛知医科大学
71	藤田保健衛生大学
72	大阪医科大学
73	関西医科大学
74	近畿大学
75	兵庫医科大学
76	川崎医科大学
77	久留米大学
78	産業医科大学
79	福岡大学